

「移動サービス立上げ・運営・管理マニュアル」 ＜訂正とお詫び＞

本書の下記に間違いがございました。お詫びして訂正申し上げます。

▼P22 囲みの中(左側)

第1項→第1号、第2項→第2号、第3項→第3号

▼P77 4-7「訪問介護員等による有償運送における要件」

「人 管理者」の欄

【誤】「運行責任者が必要。10台以上だと国家資格必要。
5台以上では安全運転管理者も必要だが要件は緩やか。」

【正】「運行管理の責任者が必要。5台以上の場合:運行管理者
(国家資格)が必要、併せて安全運転管理者の選任も必要。」

＜道路運送法改正に伴う訂正について＞

2020年5月27日に可決成立した道路運送法が、11月27日付で施行され、自家用有償旅客運送の種別については、「市町村運営有償運送」がなくなり、「福祉有償運送」と「交通空白地有償運送」の2種類になりました。その他、福祉有償運送の旅客の範囲や、登録申請に必要な手続き等、複数の改正が行われました。

改正点の詳細については、全国移動ネットのHPに発出文書を掲載しておりますので、ご確認ください。

- ＜主な改正点＞
- | | |
|----------------|---------|
| 【改正前】市町村運営有償運送 | 市町村福祉輸送 |
| 【改正後】福祉有償運送 | |
| 【改正前】市町村運営有償運送 | 交通空白輸送 |
| 【改正後】交通空白地有償運送 | |